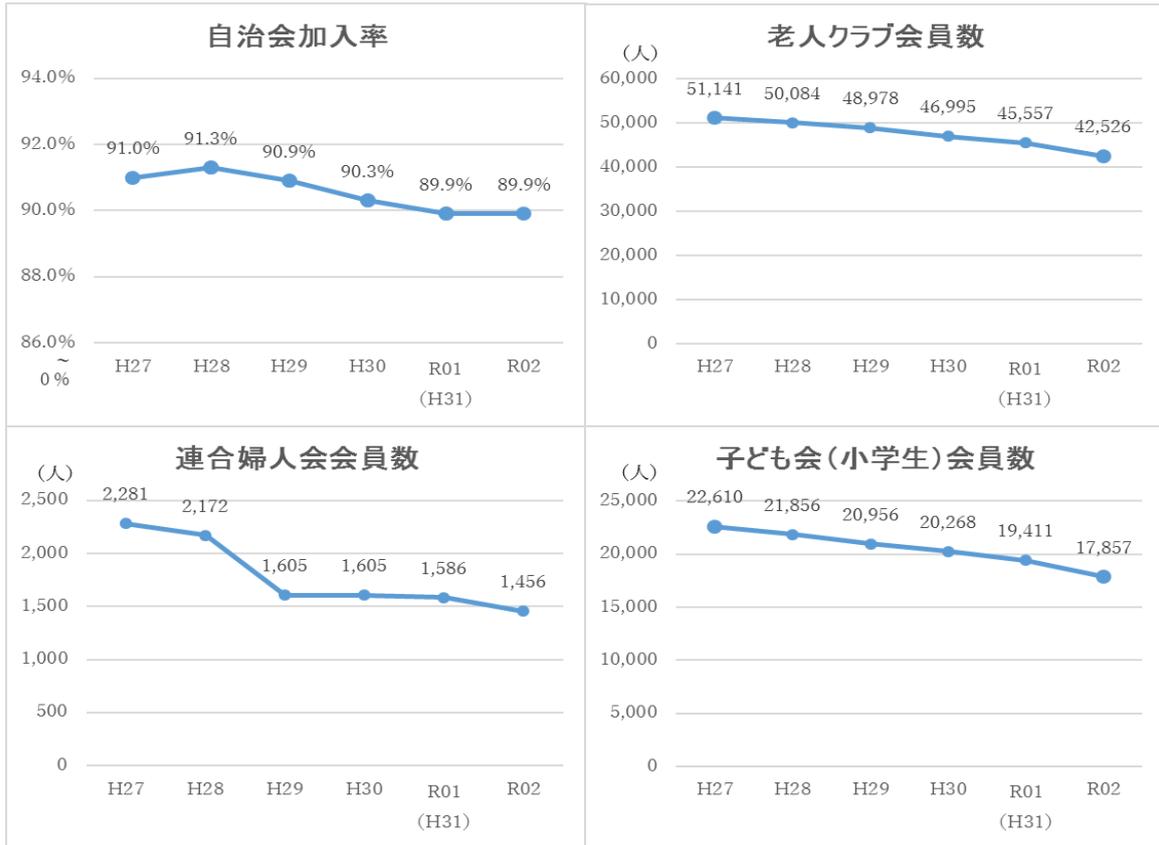


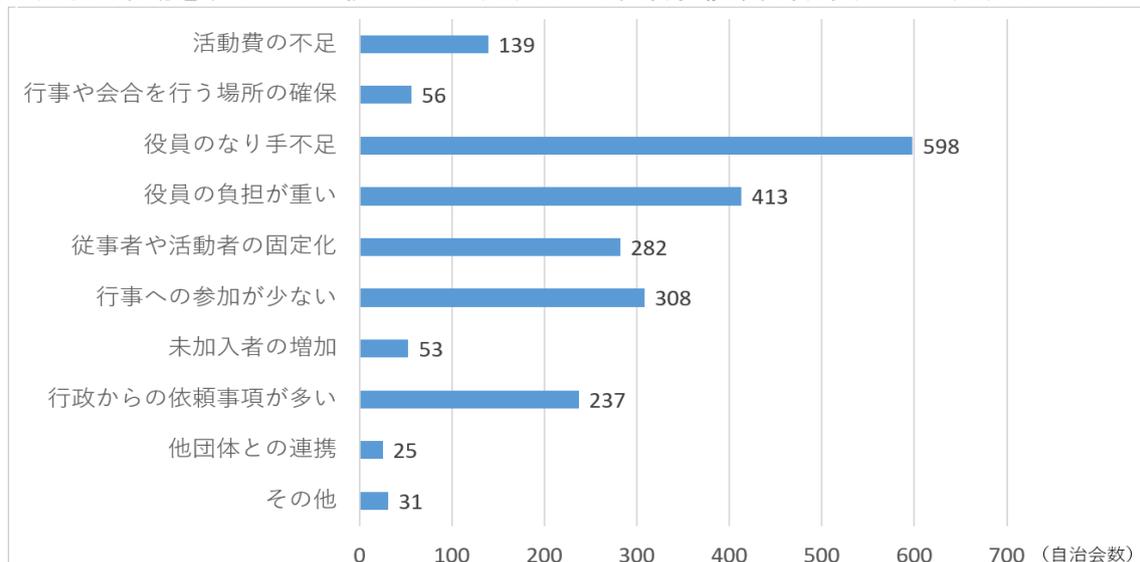
姫路市の市民活動及び協働の現状

1 地域活動団体の現状

姫路市では、自治会加入率が全国の中核市の中でも高い水準にある特長を活かしつつ、多様な地域団体が協働して地域コミュニティ活動を実施しています。しかし、それぞれの活動団体の加入率や会員数は減少傾向にあり、活動の担い手不足等の課題が出てきています。

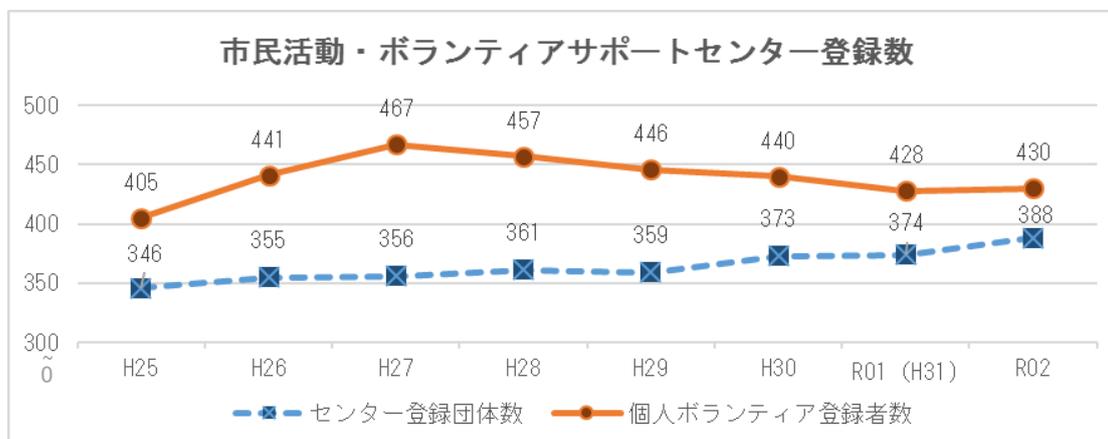


自治会活動をする上での悩み (895 自治会から回答。複数回答あり : H30 自治会アンケート)



2 市民活動・ボランティアサポートセンターでの活動状況

平成21年5月に設置された市民活動・ボランティアサポートセンターの個人ボランティア登録者数は平成27年度をピークに微減傾向、登録団体数は漸増傾向にあります。



3 市民意識調査

市民意識の把握と今後の市民参加のあり方を検討し、本計画策定の参考とするため、市民意識調査を実施しました。

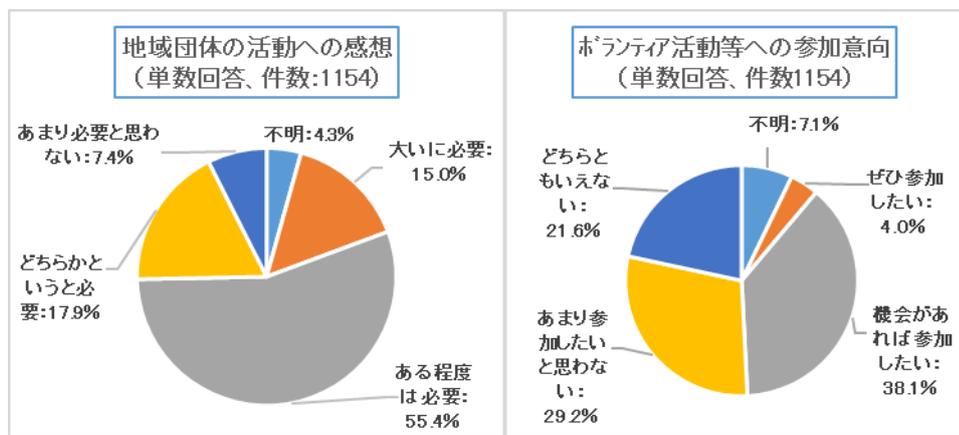
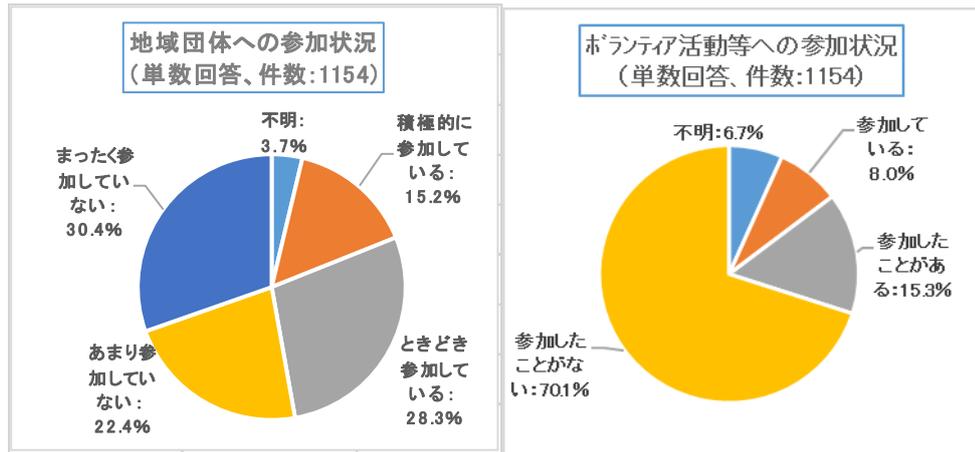
① 概要

調査対象者 市内に住所を有する20歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
調査方法 調査票の配布・回収ともに郵送法
調査の期間 令和2年5月13日(水)～29日(金)
回収率 38.6%

② 調査結果

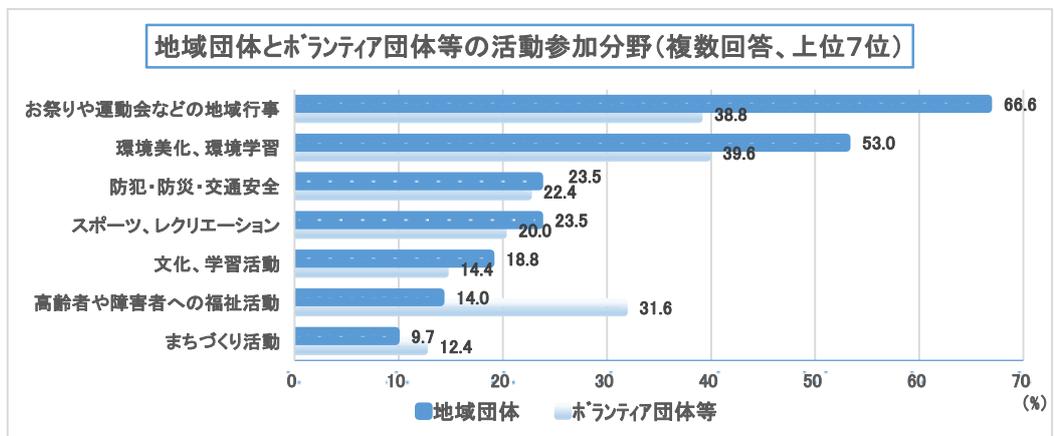
ア 地域団体、ボランティア団体・NPOへの関わり

地域団体の活動には、回答者の4割強の人が積極的に参加、又はときどき参加しており、地域団体の活動が必要と考える回答者も9割弱にのぼりました。また、ボランティア団体・NPO活動に関しては、約4割の回答者が参加を希望している一方で、7割の人が参加したことがないと回答しています。



イ 団体活動の参加分野

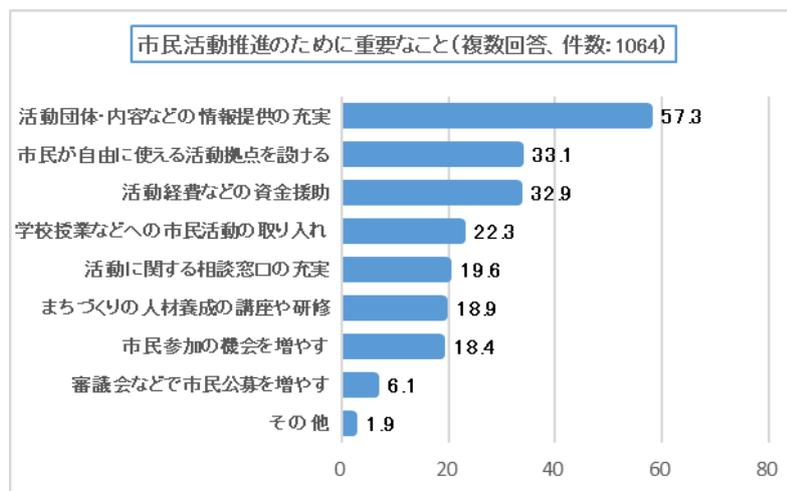
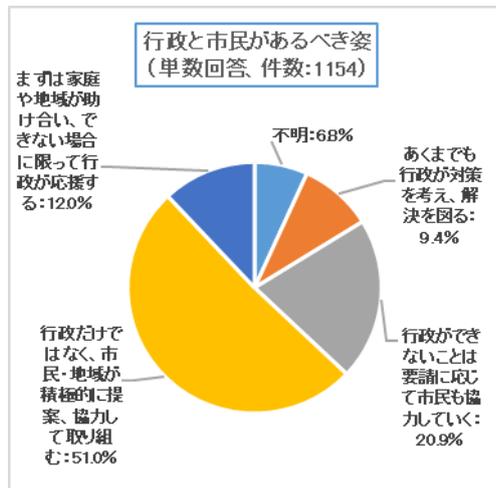
活動参加状況は、地域団体では「お祭りや運動会などの地域行事」や「環境美化、環境学習」、「防犯・防災・交通安全」が、ボランティア団体・NPOでは「環境美化、環境学習」や「お祭りや運動会などの地域行事」、「高齢者や障害者への福祉活動」が多くなっています。



ウ 市民活動の今後のあり方

地域の問題解決に向けた行政と市民のあり方として、「行政だけではなく、市民・地域が積極的に提案、協力して取り組む」が最も多く、回答者の5割超は行政との協働が必要と考えています。

また、市民活動推進のために必要なことでは、「活動団体や活動内容などの情報提供の充実」が突出して多くなっています。



4 国内外の動向等

① 災害時におけるNPO・ボランティア等の活動

ボランティア元年と呼ばれた平成7年の阪神・淡路大震災以降、被災者支援制度の幅が広がるにつれて、被災者の要望・ニーズも多様化し、その対応にあたるNPO・ボランティア等の活動も多彩なものとなっています。

数多くの多様な主体が幅広い被災者支援活動を行う中で、従来の災害ボランティアセンターが担っていたボランティアのコーディネートの役割に加え、より多様な活動を展開するようになったNPO・ボランティア等の活動を調整する組織（中間支援組織）も必要となってきています。

② 持続可能な開発目標「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、17のゴール（目標）・169のターゲットから構成され「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。持続可能な社会の構築に向けて、自治体をはじめとした多様なステークホルダーによる様々な取り組みの推進や連携の強化が求められています。（外務省ホームページより）



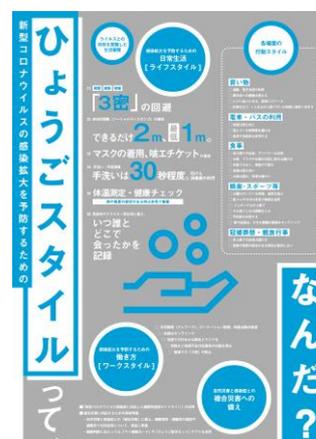
本計画は、17のゴールのうち、特に「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」に関係しています。

③ ICT等の最新技術の活用

国が提唱している Society 5.0(ソサエティ 5.0)では、I o T (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生み出されるとともに、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されるとされています。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会になるとされています。（内閣府ホームページより）

④ 新型コロナウイルス感染症の影響等

兵庫県では、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、規定等に基づく緊急事態措置を実施しました。令和2年5月21日、緊急事態措置実施区域としては解除されましたが、市民活動の様々な分野で事業の中止、活動の自粛など多大な影響を受けており、解除後も感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提とした対応が求められています。



感染拡大防止に向けたポスター「ひょうごスタイル」（兵庫県）